

境界確認申請時と境界立会後の提出書類について

1 境界確認申請時の提出書類

境界確認申請を行う場合は、公共用地境界確認申請書（様式第1号）に下記の書類を添付して2部提出してください。（内、1部はコピー可。）

書類の名称	記載事項等
(1) 位置図	1/2,500程度のスケールで提出すること。 申請地を朱書きで囲うこと。
(2) 旧公図の写し	カラー版とし1/600のスケールで提出すること。 申請地、隣接地、対側地を全て含む範囲について提出すること。 図中の申請地内に赤丸を記入すること。 土地区画整理事業及び圃場整備事業地内の場合は不要とする。
(3) 公図の写し	1/500のスケールで提出すること。 申請地、隣接地、対側地を全て含む範囲について提出すること。 申請地、隣接地、対側地の土地所有者の氏名、地目、登記地積を記載すること。 申請地、隣接地、対側地が複数の町丁目を跨いでいる場合は公図写しを1枚に合成すること。 申請日から3ヶ月以内の謄写年月日であること。
(4) 関係土地所有者一覧表（様式第3号）	登記事項証明書の添付により代えることができる。
(5) 仮測量図	原則、市街化区域では世界測地系で測量すること。 申請地、隣接地、対側地を全て記載すること。 土地の地番、登記地積、実測面積、点番号、杭の種類、点間距離、縮尺及び公共用地の幅員を記載すること。 申請地が、世界測地系の座標で管理されている土地区画整理地内の場合は、座標値を記載すること。 対側地が、第12条に規定する境界立会を省略することができる場合は、一筆測量を省略することができる。
(6) 横断図	公共用地に接している一辺に対して、端点、変化点など2断面以上作図すること。 構造物（側溝、旧壁）及び土地の形状を記載すること。 幅員及び公共用地の境界と構造物との離隔を記載すること。
(7) 境界確認の参考となる測量図等	申請地付近の境界確定図の写し、地積測量図、出来形確認測量図、換地図等を提出すること。
(8) 委任状（様式第2号）	申請者が境界確認を代理人に委任する場合に提出すること。

2 境界立会後の提出書類

境界立会の結果、境界線について協議が調ったときは下記の書類を2通（内、1通は(3)と(4)のみで可）提出してください。（提出書類に割印を押印してください。）

後日、管理者及び申請者の押印した土地境界確認書を交付し、それをもって境界を確定したものとします。

書類の名称	記載事項等
(1) 境界確認承諾書 （申請者用）（様式第7号の1）	申請地の土地所有者の住所及び氏名を自署又は記名押印すること。 筆界立会確認書等の書式に代えることができる（写しを提出する場合は原本証明すること）。
(2) 境界確認承諾書 （隣地、対側地所有者用）（様式第7号の2）	隣接地及び対側地の土地所有者の住所及び氏名を自署又は記名押印すること。 筆界立会確認書等の書式に代えることができる（写しを提出する場合は原本証明すること）。
(3) 公図の写し	1/500のスケールで提出すること。 確定箇所を朱書きすること。
(4) 境界確定図	①平面図 確定箇所を朱書きすること。 方位、縮尺、境界点（点名、杭等の種類）、点間距離、公共用地の幅員、境界点座標、引照点座標、基準点座標、新設多角点座標を記載すること。（市街化区域は、原則として座標値は世界測地系とする） GNSS測量による成果である場合、その旨を図面に記入すること。 ②横断図 公共用地に接している一辺に対して、端点、変化点など2断面以上作図すること。 構造物及び土地の形状を記載すること。 幅員及び公共用地の境界と構造物（側溝や旧壁）との離隔を記載すること。 ③公共用地の幅員表記を「参考値」とする場合は以下のとおり。 第12条に規定する対側地の境界立会を省略している場合。ただし、同条第5号及び第6号による場合は除く。 対側地の土地所有者の境界確認の承諾を得ることが困難で、市長がやむを得ないと認める場合
(5) 申請地の官民境界標の写真	近景及び遠景で撮影すること。
(6) 申述書（様式第5号）	申請地の土地所有者が死亡している場合又は申請地が共有地の場合で、相続人又は共有者の代表者による境界立会を行う場合に提出すること。
(7) 境界立会委任状（様式第6号）	関係土地所有者が境界立会を代理人に委任する場合に提出すること。

連絡先 〒447-8601 碧南市松本町28番地

碧南市役所建設部土木港湾課 TEL 0566-95-9901